平成30年1月発行

学校以外の学びの場

フリースクールなど民間の相談・指導施設との

連携の充実に向けて1

北海道教育庁学校教育局 義務教育課子ども地域支援グループ

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に 関する法律」を踏まえ、各市町村教育委員会においては、フリースクール等の関係団体と密接な連携 を図りながら、多様な教育の機会の確保に努めることが求められています。

学校以外の学びの場として、不登校児童生徒がフリースクール等の民間の相談・指導施設を利用した場合や自宅において I T等を活用して学習活動を行った場合の取扱いの留意点は次のとおりです。

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒への支援は<u>「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく</u>、児童生徒が<u>自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す</u>ことが必要です。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することが大切です。不登校児童生徒一人一人の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う観点から、支援に関わる学校内外の関係機関が連携し、相互に協力・補完し合いながら取組を推進することが求められます。

【不登校児童生徒の学校外での相談・指導、自宅での学習活動への対応】

■ 公的機関や民間施設において相談・指導を受けた場合の指導要録上の出席の取扱い

不登校児童生徒が学校への復帰を前提に学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると<u>学校長が判断する場合には、指導要録上出席扱い</u>とすることができます。したがって、不登校児童生徒が学校外の機関・施設に通う各学校においては、設置者である教育委員会や当該の保護者、当該機関・施設と十分な連携を図りながら、児童生徒の努力を学校として適切に判断することが大切です。

(参考: 平成28年9月14日付 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」)

■ 自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席の取扱い

不登校児童生徒が自宅において I T等を活用した学習活動を行うとき、訪問等による対面指導が行われていることなどの要件とともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると学校長が判断する場合には、指導要録上出席扱いとすることやその成果を評価に反映することができます。

(参考: 平成17年7月6日付 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒が自宅において | T等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」)

■ 学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期券乗車制度の適用

不登校の児童又は生徒が、在籍する学校以外の施設で相談・指導を受けるためにその施設に通所 又は入所する場合で、在籍する学校の代表者において一定の条件のもとにその通所又は入所する日 数を指導要録上出席扱いと認定するときには、当該施設を在籍学校の実習機関とみなして、「実習用 通学定期乗車券」の取扱いが可能になります。(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教 育学校、特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童生徒)

(参考: 平成21年3月27日付 文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「不登校児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について(通知)」

《北海道教育委員会におけるフリースクールなど民間の相談・指導施設に対する支援》

北海道教育委員会では、平成12年から、フリースクールなど民間の相談・指導施設に対し、**道立施設を利用する場合の引率者の利用料金の減免、道立施設の研修室等の利用への配慮、道立施設の専門職員による直接指導、教育機具の譲渡**などの支援を行っています。

道内のフリースクールの活動事例を紹介します

取組 1

公益財団法人こども教育支援財団 東京大志学園 札幌校

札幌市白石区平和通2丁目 北11-18

進女果鮮心鬼

■ 運営方針:●学校へ行きづらくなった子どもたちに「学校復 帰支援教育」を行う。

> ●在籍する学校への復帰や高校進学ができるよう、 学習支援とコミュニケーション能力の向上、目 標に向かってチャレンジする力を育む。

■ 指導対象: ●小学校1年生~中学校3年生の不登校または不 登校傾向の児童生徒(通学コースは中学校1年 生~中学校3年生を対象)

● (不登校または不登校傾向の児童生徒の保護者へのサポートも実施)

■ 指導形態:通所

■ スタッフ:分室長、教室担当職員(教員免許保有者・社会福祉士・学校心理士)

クラーク記念国際高等学校教員

■ 指導内容: ●指導方針:未来を担うかけがえのない子どもたちが置かれている現状を

正確に把握し、個に応じた学習指導と集団授業を行う。

●教科学習:1日4時間×4日間の一斉学習及び習熟度に応じた個別学習

●課外学習:遠足・工場見学・スポーツ全般・ゲストティーチャーの活用

●高校生(クラーク高校)との合同行事:文化祭・体育授業 等

用:入会金30,000円、会費週2~4回36,000円/月、週1回15,000円/月

■ 学校との連携: 在籍校を定期的に訪問し、児童生徒の状況を報告するとともに、月に1度、活

動報告レポート・通信・予定表を送付。在籍校教員に学習・行事の参観を依頼。

■ ホームページ: http://www.tokyo-taishi.net/campus/sapporo

取組2

^{星槎さっぽろ教育センター} フリースクール「星の教室」

札幌市北区北11条西4丁目

■ 運営方針: ●在籍校への復帰支援

●一般教科学習と社会スキル及びライフスキルの学びの場の提供

●児童生徒の所属欲求を満たし、自己肯定感を育む環境の提供

■ 指導対象:原則 小学校4年生~20歳まで

■ 指導形態:通所

■ スタッフ: 指導員(常勤 教員免許保有者)、カウンセラー(臨床心理士)

■ 指導内容: ●指導方針:児童生徒の特性を把握し、学年相応の学習プログラムを提供

教科学習:個に応じた学習支援

●宿泊学習:夏休みキャンプ

●校外学習:各種施設見学、各種行事

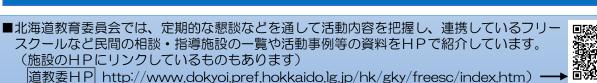
(体育大会、登山、学校祭)

■費 用:入学金 20,000 円、施設設備費 25,000 円/年

学費 16,000~32,000 円/月(週1~5回)

■ 学校との連携:在籍校への定期的な訪問及び通信の送付

■ ホームページ: http://seisa.ed.jp/sapp/kc_web/freeschool/



■これまでの北海道教育委員会のフリースクールなど民間の相談・指導施設への支援に関する情報はこち らへ。《子ども地域支援グループHP | 道教委 フリースクール |





